

# 「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」の開催について

平成25年12月11日  
中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議

## 1. 概要

年末に向け、都道府県ごとに関係省庁等の担当者が出向き、以下の内容に関する中小企業・小規模事業者の相談に、ワンストップで親身に応じる相談会を開催する。

- ・ 年末金融に関する相談
- ・ 金融以外の各種施策に関する相談（下請取引、設備投資支援、海外展開支援、商店街支援、雇用対策（雇用調整助成金等）及び業種別対策等）
- ・ （被災三県については、）復興支援策

（注）年金等の上記以外の内容に関する相談については、担当する部局を責任をもって紹介する。  
※開催地域の実情に応じ、経済対策等の説明会も合わせて開催するとともに、中小企業・小規模事業者に接する機会の多い市区町村や地域金融機関の担当者にも参加を呼び掛けるなど、施策の周知を図る。

## 2. 相談会参加省庁等

- ・ 経済産業省（中小企業対策（政策金融を含む））、金融庁（民間金融関係）、復興庁（復興支援策）、厚生労働省（雇用対策及び政策金融）、農林水産省（政策金融）及び国土交通省（業種別対策）
- ・ 公的金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会及び商工組合中央金庫）
- ・ 税理士及び社会保険労務士等

## 3. 開催時期

- ・ 平成25年12月18日（水）から27日（金）までの間、1箇所1日で順次開催（都道府県ごとの事情を踏まえつつ、できる限り早期に開催。）。
- ・ 原則として、10：00～16：00。

## 4. 開催場所

- ・ 原則として、各府県1箇所・北海道4箇所・東京都3箇所。

## 5. 広報

- ・ 政府広報（12月16日（月）～22日（日））、各省庁広報及びチラシの配布等。

## 6. 地方公共団体との連携

その他、各都道府県に対し、中小企業・小規模事業者の様々なニーズに応えるワンストップ相談窓口の設置など適切な対応を依頼。